

ユダヤの法・制度や旧約の研究を伴うと言われるのは、ホップズにおいても同様である。しかし、イスラーム民主主義者が「神権民主主義」を語る現在、スピノザの政治思想は注目に値する。ひいては中世思想の多元性を考慮に入れて、その歴史的な理解を進める必要があることがいっそう強く示唆されると言わなければならない。

---

## 提題

## ビトリアの正当戦争の理論

ホセ・ヨンパルト

### はじめに

16世紀のビトリアの研究にあたり、われわれは21世紀現在の視点で考えざるを得ない面がある。しかしながら、歴史や過去の思想を正しく評価するために、当時の、そしてできればそれ以前の思想と社会的諸状況を考慮すべきである。また、このような研究は当時の残存する原史料によってなされるべきである。というのは翻訳によって研究しても、翻訳は翻訳者の近代的な「解釈」であり、それが正当かどうか問題となるからである。例えばラテン語の *servus* という言葉は、古代ローマでもビトリアの時代でも使われていたが、同じ言葉・文字であっても、その意味内容は変化してきた。古代ローマの *servus* は「奴隸」または *slave* と理解しても良いが、13世紀トマス・アクィナスの時代ではもはや、同じように理解されてはいなかった。しかし近代語に翻訳すると、その捉え方の変化は表現されないことになる。

### I ビトリア (Francisco de Vitoria, 1493-1546) 時代の思想・制度的状況

1) 当時、キリスト教的世界 (*orbis christianus*) 対異教世界という発想が当然の時代であったが、ビトリアによって「全世界 (*totus orbis*)」への転換が行われた。

2) 当時、世界には二人の統治者 (教皇と皇帝)、二つの権力ないし権能 (霊的 *potestas* と世俗的な *potestas*) があることは当然とみなされていた。しかも、月はその光を太陽からもらうように、皇帝は教皇 (教会) からその権能をもらうとされた。トマスは教会の承認 (*consensus*) なしに権力を握ったすべての君主は暴君であると

言ったが (*De regimine principum*), ビトリアはこれを断固として否定した (*De potestate civili*, 13).

3) 当時, 現在の言葉使いで言えば, 強い「国家と教会との一致」があったが, これはけっして古代ローマの皇帝や戦前の日本の「政教一致」またはホブズが唱えた「国家・教会一致」のようなものではなかった. というのは上述の権力ないし権能の持ち主は同じ人間ではなかったからである.

4) 当時, 「市民法 (*ius civile*)」ないし「国家法」と「カノン法 (*ius canonicum*)」ないし「教会法」は区別されていたが, 互いに密接な関係を持っていた. ローマ法上の「力を力でもって撃退するのは許される (*vim vi repellere licet*)」というのは, 自然法上の原則でもあり, 正当戦争の根拠と見做された. 「君主は〔自分が制定した〕法律から解放されている (*princeps solutus a legibus*)」というローマ法の原則もあったが, スペインのいわゆる「法学・神学者 (*teólogos juristas*)」はこれを認めなかった.

5) 捕虜の扱いについては三つの時代による差異があった. a) 全員を殺害する (旧約聖書にもその例が数多くある). b) 奴隷にする, すなわち殺さないで「保存する (*servare*)」. このことから *servus* (奴隷) は *servare* に由来すると言われてきたが, 私見では *servus* の語源は *servare* ではなく *servire* すなわち「(主人に) 仕える」であると思われる. c) 捕虜を奴隷にすることは許されるか. これこそビトリアの時代に問題になったことである.

6) 当時のスペインの状況であるが, イスラム教徒によって占領されたイベリア半島の大地をキリスト教徒が回復した7世紀にわたる戦い (レコンキスタ) は, 1492年グラナダの陥落によって完成したが, 同年にアメリカ大陸との出会い (発見) があり, その「新世界」の征服が始まった. これは先に刀を入れて, 後に十字架を立てることで正当化されたが, これこそがビトリアが問題にしたことである. 実際, 新大陸発見の45年後に教皇パウルス3世は *Sublimis Deus* の回勅で, この新世界の原住民は「真の人間 (*veri homines*)」であることを宣言したが, これは当時そのことをまだ疑う人がいたことを示している.

7) 当時すでに宗教改革が行われ, キリスト教世界 (*orbis christianus*) の分裂も始まった.

8) ビトリアの教説の結果として, 早い時期に, スペインによって行われた新大

陸の「侵略」は不当戦争であったかどうかという問題が意識されるようになった。バルトロメー・デ・ラス・カサスによるスペイン国王カール5世の良心に対する訴えはよく知られているが、その後このような不当戦争をどのように「片付ける」べきかということが課題となった。

## II ビトリアの『インド人についての特別講義 (Relectio de Indis)』

本書は1537年度のサラマンカ大学で行われた講義録である。聴講生が書き取ったものとして、ビトリアの死後本にされたが、次の言葉で始まる。「評釈すべき箇所は、『すべての人びとに教えなさい。彼らに父と子と聖霊の名によって洗礼を授けなさい。』(マタイ福音書28,19)である。」当時この言葉で先に刀を入れ、後で十字架を立てるのは正当化されたが、しかしビトリアは次の理由でこれを認めていない。

スペイン人が新大陸に到着する以前、その原住民ないし *barbari* (野蛮人と訳すが、当時は今のような軽蔑的な言葉ではなかった。その語源は「吃る」すなわち言葉が通じないという意味である。) が真の所有者と支配者 (*domini*) であったことは証明される。また、皇帝も教皇も世界の持ち主 (*dominus mundi*) ではないから、新大陸を征服する権限を有していないとされる。原住民は自然に反する罪を犯しているにしても、これでスペイン人に罰する権利が与えられていることも否定されるが、福音宣教活動は認められているのである。

この書の第三部では、不信者 (*infideles*) に信仰を持つように強制すべきかどうかを検討されている。トマス・アキナスによれば異教徒を二種類に区別すべきであり、これを前提にしてビトリアは、三つの結論を出している。a) キリスト教を受け入れていないまたは知らない人に、受け入れるよう強制するべきではない。なぜなら信仰は自由意志のこと (*voluntarium*) であり、神は宗教ないし信仰のことは、一人ひとりに任せているからである。(これはインド人の場合である。) b) しかしこのような人たち (異教徒) にキリスト教に対して軽蔑的な言葉や冒瀆を言わないように強制することは許される。しかしこれは公衆の前で行われる場合であり、例えば回教徒のコーランにキリスト教に対する軽蔑的なこと書いてあったとしても、そのためにこの教典を燃やすことはいけないとされる。c) 一応キリスト教の信仰を受け入れた人が、その後異教徒になった場合、「脅しと刑罰と拷問 (*minis, poenis et tormentis*)」という方法で強制するのは許される (*possunt compelli*)。この点でビトリアは、あの時代

(そして何年後でも!) の考え方と制度(例えば異端者の裁判)をそのまま認めたと  
 言えよう。つまりキリスト教を受け入れるのは完全に自由であるという当時としては  
 進歩的な考え方と信仰を捨てるのは自由ではないという現在ではもう認められない考  
 え方である。

### III 『戦争の法・権利についての特別講義 (*Relectio de iure belli*)』(1538-39)

この本も聴講生によって書かれたもので、ビトリアが没してから10年後に出版さ  
 れた。30年後、教会によって禁書にされる(*Index*におかれた)こともあった。当時、  
 トルコ人がヨーロッパを侵略するという脅威があったことは、このテーマを取り扱う  
 1つのきっかけとなったと思われる。

「前書き」で、本書の意図は前の講義(*De indis*)の内容を完成させることである  
 とビトリアは述べているが、第一の問題はキリスト者に戦争をすることが許されてい  
 るかということである。反対意見としては、マルティン・ルターとテルトゥリアヌス  
 の名前が挙げられている。ルターによれば、トルコ人が侵略しても、これは神の摂理  
 であるから戦争をするのは許されない。しかしビトリアは「力を力でもって撃退す  
 るのは許される(*vim vi repellere licet*)」というローマ法(*Digestae*, 1, 1, 3)の原則を  
 挙げて、防衛のための戦争(*bellum defensivum*)の正当性をはっきりと肯定する。  
 そして国の平和と安全が戦争の目的であるとする。

第二の問題は、誰が宣戦布告する権限ないし権利(*auctoritas*)を有しているかと  
 いうことである。私人(*homo privatus*)はいつも自分を守る権利を有している——  
 戦争と同じように力を力でもって撃退するのは許される(*vim vi repellere licet*)か  
 ら——が、しかし宣戦布告する権利の主体は、私人ではなく国(*res publica*)とその  
 国の君主として選ばれた人だけであるとされる(ここにその後スペインのスコラ学者  
 たち、特にスアレスによって発展させられた国民主権思想の芽生えが見られる)。

第三の問題として、正当戦争をする理由が検討される。戦争が正当化されない理由  
 として、宗教の相違、自国の拡大、そして君主の名誉と利益が挙げられる。しかるに  
 戦争が正当化される唯一の理由は、すでに受けた不正(*iniuria accepta*)であるとさ  
 れる。もっともどんな不正でも理由に足りるというわけではない。これは悪いことを  
 した時、どんな重い罰でもよいと言えないのと同じことである。このようにビトリア  
 は戦争を認めるにあたっては厳しい条件をつけているが、例えば今日の日本の自衛隊

法をみると、外部から侵略の「恐れ」がありさえすれば、総理大臣は自衛隊の出動を命じることができるとなっている。

以上は現在ラテン語で言われている *ius ad bellum*、すなわち「戦争をする法・権利」のことである。しかし戦争を起こす権利があっても、何でも許されているということではないから、次にビトリアは「戦争における法・権利」について検討する。これはその後、現在もラテン語で *ius in bello* と呼ばれることになったが、グロティウスの『戦争と平和の法』(1625)でも、同様の分け方がある。

さて、正当戦争において許されているのは次のものである。共通善 (*bonum commune*) とそれを守るための全てのこと。相手側に受けた被害の損害賠償を要求すること。平和と安全を保証するために必要な全てのこと。例えば相手側の砦などを破壊すること。そして万民法と自然法に従って罰することである。

続いて『疑問 (*dubium*)』という副題で戦争に関する数多くのより細かい問題が検討される。

第一の疑問は、君主は正当戦争であると思うだけで足りるかということである。答えは否である。というのは間違っている可能性があるからである。したがって君主は慎重に (*magna diligentia*) 考えるべきであり、また相手側の言い分も検討すべきであるとされる。このことからどちら側からも正当戦争はあり得ないことが強調されている(しかし、どちら側も間違っているという場合をビトリアは考えていなかったようである)。

第二の疑問は、国民は戦争の正当性を調べるように義務づけられているかということである。国民はすべての事情を知るはずがないから、君主を信頼することで十分であるとされる。ただし、もし行っている戦争が不当であると良心的に思うならば、君主の命令があっても、また本人が間違っている場合でも、戦争に参加すべきではないとされている。これは自分の良心に逆らって行動してはならないという例外のない原則であり、同時に現在、*civil disobedience* として知られている問題と同じである。

第三の疑問は、戦争の正当性がはっきりしない時、どうすべきかということである。この場合、戦争をすることは許されていないとされている。したがって、君主はその正当性について確信を得るように義務づけられていることになる。また、さらなる疑問は、どちらの側も正当戦争を行うということは不可能であるが、誤った良心のためにどちら側も正当に戦争をしていると思っている場合、どうすべきかということであ

る。もしその後、君主がその戦争は不当であったとわかるならば、損害賠償を払い、また奪ったものを返還するよう義務づけられている。しかし、もしこのようなものをすでに使い果たしていれば、その義務は成立しないとされる。

以上は戦争する法・権利に関する問題であったが、引き続き戦争における法・権利に関する他の疑問が検討される。以下、今日の視点から注目される問題のみを紹介する。一つは戦争時何も害を与えていない、すなわち罪のない人びと (innocentes) を殺すことは許されているかということである。意識的にこのような人びとを殺すということ自体、けっして許されていないが、戦争時、例えばある町を攻撃すると、関係のない人が犠牲者になることは止むを得ないことで、許される。しかしこのような人びとが持っているもの (例えば農夫の持ち物など) を奪うことは許されていない。ただし戦争関係のもの (例えば武器、船舶など) であれば、その限りではない。

次の問題は罪のない人びと (innocentes) を捕虜にすることは許されているかということである。この点についてビトリアは、当時の考え方をそのまま取り入れた。すなわちイスラム教徒 (サラセン人) であれば、これは許されるが、キリスト信者同士の戦争であれば、許されていない。身代金を得るために、一時的に捕虜 (奴隷ではなく) にするのは、許される。このようにするのは、万民法によることだとビトリアは言う。

さらなる疑問は、敵の君主を解任すること、他の人を任命すること、またはその国の支配権を握ることは許されているかということである。実際これは、アメリカ合衆国がごく最近イラクに対してしたことであるが、ビトリアによれば、普通の場合 (passim) はこれは許されていないが、時には (aliquando) 許されている。それは相手の国が非常に残虐なことをしている時、またはその後、平和を保つためにどうしても必要である時である。

以上は *Relectio de iure belli* の内容の簡単な紹介であるが、サラマンカ大学の図書館所蔵の『戦争の問題 (*Quaestio de bello*)』というタイトルの原書でも、それに関する他の問題が扱われている。以下にいくつか紹介する。

まず、同盟国であるから、すなわち他の国と条約で結ばれているから (propter foedus)、戦争をすることが許されているかということである。答えは諾である。というのは、もし (正当戦争の時) 他の国の援助を求めることが許されているとすれば、同じように援助することも許されているはずである。

正当戦争でも、負けた側の人を捕虜にすることは許されているが、昔と違って殺すことは許されていない。

次に、前述と同様、罪のない人びと (innocentes) ではなく、普通の捕虜を奴隷にすることは許されているかという問題である。古代ローマではこれは万民法によって許されていたが、ビトリアは次のように区別すべきであると言う。もし捕虜はキリスト教徒であれば、奴隷にするのは許されていないが、もし異教徒 (pagani) であれば、例えばモーロ人であれば、これは許されているとビトリアは言う。これは宗教によって二重標準 (double standard) を設けることに他ならないが、彼はその理由として——実際、理論的に間違っている——次のことを挙げている。すなわちキリスト教徒は遺言状を作ることができるし、私有財産を有することもできるが、奴隷にはこれできないというものである。

私見では、ビトリアが上述の二重標準を使用したことによって、彼は当時の考え方を克服することができなかつたと認めるべきであろう。しかし、挙げられている理由がビトリアのものであるかどうかは信じがたいことである。すでに述べたように、ビトリアの残された著作は、自分自身の手で書いたものではないし、また彼は校正することもしなかつた。その上、当時出版された原書を比べると、手を加えられたことは明らかである。したがってこのような理論的に間違っている先の理由は、ビトリアのものではないことも十分に考えられると思う。

『戦争の問題』で検討されている他の問題は次のようなものである。聖職者 (clerici) が戦争に参加することの禁止は神法であるか (そうではないが、神法と自然法に「適った」ものであるとされる)。軍人は司祭になる資格を有しているか (もし不当な戦争で人を殺したとすれば、その資格は否定される)。死刑判決を言い渡した裁判官は司祭になる資格があるか (その資格は否定される。付け加えれば、これは1917年の旧「教会法典」の一つの規定にもなった)。教会堂に避難した敵の兵士を殺すことは許されているか (これは否定される)。以上のような問題である。

#### IV 21世紀現在からのビトリアの戦争論の評価

1) 中世思想から近代思想への転換は一日で行われたことではないが、当時の考え方と社会的諸状況を考えると、ビトリアの思想にはこの転換がはっきりと見られる。彼はまだローマ法の「万民法 (ius gentium)」という言葉を用いているが、それを近

代的な意味での「国際法 (International Law)」として理解している。このことから現在彼は正当にも「国際法の父」とも呼ばれている。

実際、当時ビトリアの進歩的な考え方には抵抗があった。彼の *Relectio de iure belli* は、一時的にはあったにしても、教会の禁書になったことがこれを証明している。また 1539 年のカルロス 5 世の、ビトリアが住んでいた修道院院長宛ての手紙を見ると同じことが言える。この手紙でビトリアの名前は挙げられていないが (当然ビトリアのことであるが)、「非常に害を与えるスキャンダルを引き起こすことを教えている」から、彼に注意し、書き取ったものを没収するように院長は命じられている。(実際はそのようにはしなかったようである。) 実はこのスペイン国王はビトリアを尊敬し、トリエント公会議に参加するために彼を皇帝付き神学者に任命した。(高齢と健康上の理由で参加できなかったが。)

2) 近代思想の目立った特徴の一つは思想の世俗化 (secularization) であるが、これも一日で行われたことではない。キリスト教が弱くなってから始まったという意見もあるが、実はビトリアのような神学者ないし聖職者によって法理論の世俗化は始まったと言える。その第一歩は、国家的ないし世俗的な権力 (potestas saecularis) が霊的な権力 (potestas spiritualis) に由来することが否定されることであった。

このようなビトリアおよび 16~17 世紀のスペインのいわゆる「法学・神学者 (juristas teólogos)」の近代的な特徴は、キリスト教の啓示によって根拠づけるのではなく、理性だけを参考にしてすべてを証明することである。これは特に、法 [律] と国家の理論について言えることである。スコラ学者のある命題を証明する方法は、次の順序に従ってなされた。a) まず「聖書による論証 (argumentum ex Scriptura)」を挙げることである。もちろん問題について聖書に何かが書かれている場合であるが、聖書は神の言葉であるから、これはもっとも強い論拠とされた。b) 次にできる限り「理性による論証 (argumentum ex ratione)」も挙げることである。「理性も同じことを教えている」からである。c) 最後にいわゆる「権威による論証 (argumentum ex auctoritate)」を加えることである。「有名な学者も同じことを主張している」からである。

近代の思想家トマス・ホブズは、スコラ学者ではないが、この論証について良く知っていたようである。しかし彼は、上述の a) と b) の順序を逆にし、また c) は要らないと明言して、次のように言っている。「すべての教えの真理は、理性 (rea-



son) または聖書 (Scripture) に依存する」(Leviathan, A Review, and Conclusion)。この順序によって理性は聖書 (キリスト教の啓示) に優先することになると言えなくはないが、しかしこれでホッブスの思想が世俗化されたとは、けっして言えない。というのは、意識されていないと思われるが、この『リヴァイアサン』の内容は国家と法 [律] の理論でありながら、参考にされた聖書の箇所は、筆者が調べた限り、なんと 678 もあるからである。

これに対してビトリアとその後のスペインのスコラ学者 (ソト, スアレスなど) は、国家と法 [律] を問題にすると、聖書 (キリスト教の啓示) をほとんど参考にしないことは対照的である。したがってこの点で、現在の思想の完全な世俗化はすでにスコラ学——教父たちと対照的に——に見られる信仰 (啓示) と理性のはっきりした区別によって始まったと言える。さらに、ホッブスの完全な国家と教会との一致すなわち同じ主体 (国王) が国家的権力と霊的権力を行使するとしたことは、国家権力の最大の「神聖化」であるが、これはスコラ学者にとっては考えられないことであった。スアレスのような神学者もこの種の国家と教会との一致を断固として否定したのである。

3) ビトリアが強制的に改宗させることは許されないと主張したことは、評価すべき近代的な考え方である。しかしすでに指摘したように、キリスト教信仰をやめた人に対しては強制を認め、またキリスト者の捕虜と異教徒の捕虜に対して異なる扱いを認めたことは、当時の考え方を克服できなかったことを示しており、現在では理解しがたい事実である。

4) 研究不足ながら筆者が知る限り、ビトリアの戦争理論は最初のまとまった体系化された戦争論である。また、現実的であるがゆえに、それに優る戦争論は今日まで提唱されたことはないと思われる。もっとも、いかなる場合にも、いかなる理由によっても、防衛のためであるとしても、戦争は絶対にいけないという見解もある。これは望ましいことであるとしても、全ての国 (一つ残らず) がその理想を実現しなければ、戦争が姿を消す可能性はゼロである。したがって現実には合わない見解は、役立つものではないということである。

ところで日本国憲法の第9条 (特にその第2項) で宣言された完全な平和主義は、新しいものであったから、これですべての戦争論は過去のことになるはずであると言えよう。しかしそれに関する日本のその後の現実 (自衛隊の設立, 安保条約など) を

考えると、日本の現実は大トリアが唱えた正当戦争論に適ったようなものになったと言えよう。大トリアの戦争論が非常に現代的・現実的であると同時に、第9条に書いてあることが無意味となっているとも言えよう。

5) 現在に比べると、大トリアとその時代のスペインのスコラ学者が目立った特徴の一つは、法の理論では個人の良心を重視するということである。すでに述べたように、もしある戦争が良心的に考えて不当であると思うならば、君主の命令があったとしても、参加することは許されていないということが、大トリアの見解である。また、新大陸で行われた不正なことが知られるようになるにつれて、スペイン国王の良心に訴えるのは当然のこととされた。

法律における良心の重要性が強く意識された理由は以下のとおりである。法の場合は、単なる道徳と異なり強制もあるということは、当時もちろん知られていたが、法の力 (vis legis) —— 今日「法の効力 (Rechtsgeltung) と呼ばれているもの—— は、何よりも国民を良心的に義務づけるあるいは拘束すると理解されていた。しかし現在は、理論上の法と道徳の分離の影響もあって、「法的義務」という言葉は使われているにしても、法の理論は良心のことまで考える必要がないようである。

### 参考文献

- I について：Joseph Höffner, *Kolonialismus und Evangelium*, 2. Aufl., Trier 1969.  
 II, III について：ラテン語原文：Francisco de Vitoria, *Relectio de Indis (Corpus Hispanorum de Pace)* Madrid 1967; *Relectio de Iure Belli o Paz Dinámica (Corpus Hispanorum de Pace)* Madrid 1981. 邦訳：伊藤不二男『大トリアの国際法理論』有斐閣、1955年。佐々木孝(訳)『人類共通の法を求めて』岩波書店、1993年。
-